

従業員や後継者等の人材育成を支援します

(四日市商工会議所人材育成補助金のご案内)

この制度は、四日市市内の事業者が人材育成を行う際に要する経費を補助することにより、中小企業の人材や後継者の育成を促進し、労働力人口減少に対応した労働生産性の向上、経営基盤の強化、円滑な事業承継、並びに地域経済の活性化を図ることを目的としています。

人材育成に取り組む事業者の皆様は、同補助制度をご活用ください

1. 補助対象者

- (1) 四日市市内に本社又は主たる事業所（従業員総数の2分の1以上の従業員が常時勤務している事業所）を有する
- (2) 中小企業者又は小規模企業者（中小企業基本法に定める中小企業者・小規模企業者）
- (3) 会費を完納している四日市商工会議所の会員

(参考) 中小企業基本法

①中小企業者の定義

業種	資本金・従業員数
小売業	5千万円以下又は50人以下
サービス業	5千万円以下又は100人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
その他(製造業・建設業など)	3億円以下又は300人以下

※資本金の額又は従業員数(常時雇用する)のいずれかが該当すれば中小企業者となります。

②小規模企業者の定義

業種	従業員数
商業・サービス業	従業員 5人以下
製造業その他	従業員 20人以下

2. 補助対象事業

次の各号に掲げる機関が主催、実施する研修事業。(但し、新入社員を対象とした研修は除く)

- (1) 中小企業大学校
- (2) 株式会社三十三総研
- (3) 株式会社百五総合研究所

3. 補助対象経費

上記補助対象事業の受講料

4. 補助金額

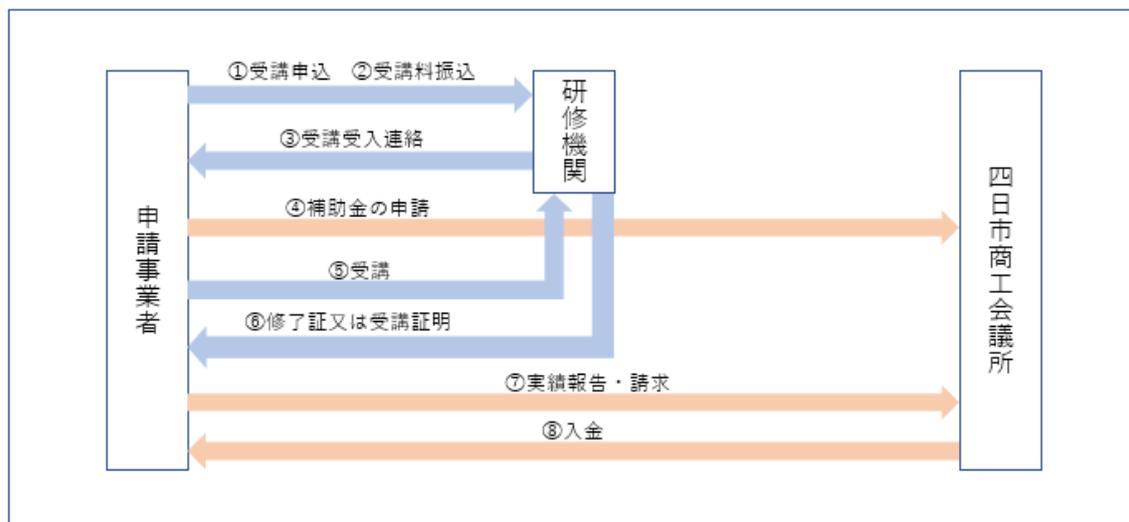
補助対象経費×1/2

※1事業所1年度あたり8万円が限度となります。

※1研修講座に対する補助金の額は1人につき2万円が上限となります。

5. 申請の流れ

- (1) 申請書類を当所ホームページよりダウンロードしてください。
(URL : <http://www.yokkaichi-cci.or.jp/m04/personnel-development/>)
- (2) 補助対象事業の受講料を研修機関に入金、受講が確定した後、研修等の受講前に下記の書類を当所まで提出してください。
 - ① 四日市商工会議所人材育成補助金交付申請書（様式第1号）
 - ② 研修の内容、並びに受講に要する経費がわかる書類等の写し（チラシ等）
 - ③ 受講申込を証する書類等の写し（受講受入の決定通知など）
 - ④ 受講料支払を証する書類・画面等の写し
- (3) 研修等の受講した後、修了の日から起算して30日を経過した日、または当該年度末のいずれか早い日までに下記の書類を当所まで提出してください。
 - ① 四日市商工会議所人材育成補助金実績報告書（様式第5号）
 - ② 四日市商工会議所人材育成補助金交付請求書（様式第6号）
 - ③ 受講修了を証する書類の写し（研修機関に請求して取得ください）



※申請後に変更などが生じた場合は別途変更申請を提出してください。

6. 申請書の提出方法

捺印を要する書類に捺印のうえ、下記の提出先まで添付書類と併せてPDFファイル等、電子ファイルでメールにて提出ください。

※実績報告・請求の提出期限は、研修等の受講した後、修了の日から起算して30日を経過した日、または当該年度末のいずれか早い日

7. 問い合わせ・提出先

【問い合わせ先】

四日市市諏訪町2番5号

四日市商工会議所 経営支援部経営支援課

電話：059-352-8290

【提出先】

メールアドレス：keieishien@yokkaichi-cci.or.jp